

社長さん、チャレンジしませんか？

若者チャレンジ奨励金

今年度限り、予算枠内で実施（早い者勝ち！）

こんな社長さんがもらえます

- ① 35歳未満の非正規雇用の若者を、自社の正社員として雇用することを前提に、
- ② 自社内での実習（OJT）と座学（OFF-JT）を組み合わせた訓練（若者チャレンジ訓練）を実施する事業主



こんな社員さんが対象です

次のいずれにも該当する**35歳未満**の若者

- ① 過去5年以内に訓練を実施する分野で正社員として概ね3年以上継続して雇用されたことがない者であって、登録キャリア・コンサルタントにより、若者チャレンジ訓練へ参加することが適当と判断され、ジョブ・カードの交付を受けた者
- ② 訓練を実施する事業主と期間の定めのある労働契約を締結する若者



◆支給金額◆

訓練奨励金	訓練実施期間に訓練受講者 1人1月当たり15万円
正社員雇用奨励金	訓練終了後、訓練受講者を正社員として雇用した場合に、 1人当たり1年経過時に50万円、2年経過時に50万円 （計100万円）

◇若者チャレンジ訓練の主な要件◇

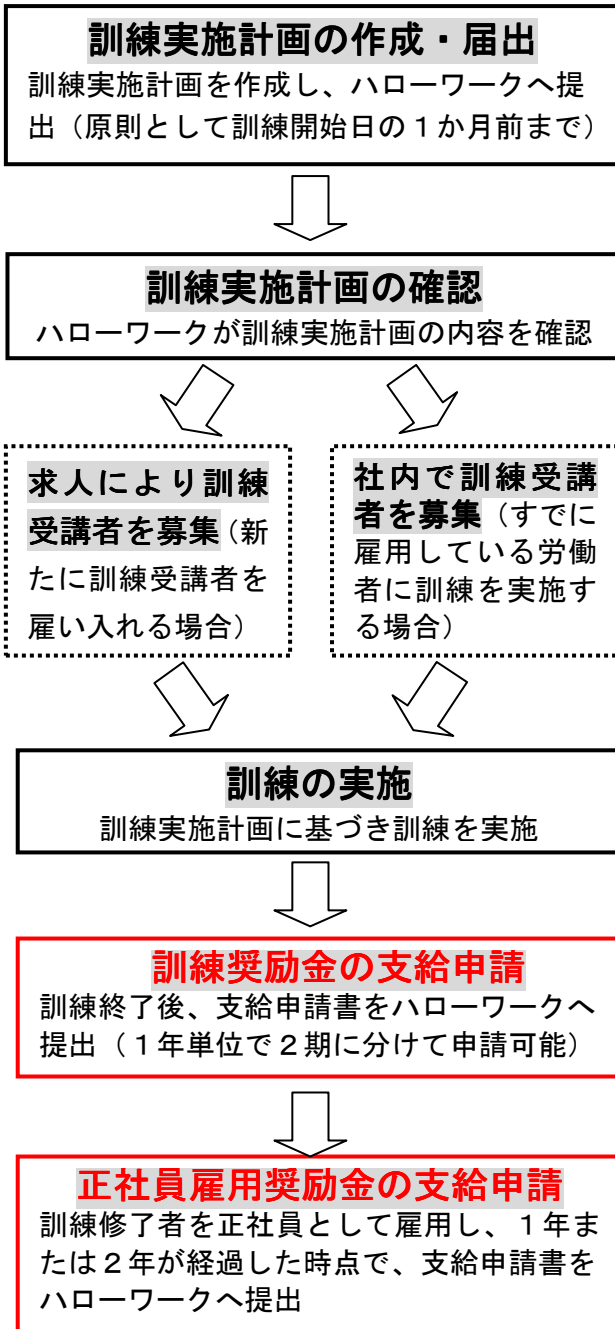
訓練内容・時間	◎自社内での実習（OJT）と座学（OFF-JT）を組み合わせた訓練であって、全体の訓練時間にOJTの占める割合が1割以上9割以下であること ◎1か月あたりに換算した訓練時間数が130時間以上であること
労働条件	訓練受講者の訓練期間中の主要な労働条件（就業時間、休日及び賃金形態）が訓練受講者を正社員として雇用する場合と同じであること
訓練期間	3か月以上2年以下であること
ジョブ・カード	ジョブ・カードの評価シートを作成し（厚生労働省作成によるモデルを参考に）、それによって訓練受講者の職業能力の評価を行うこと

かわちの社労士事務所

TEL06(6784)4556

若者チャレンジ奨励金受給は 社労士にお任せください!!

●手続きの主な流れ●



社労士が受給を代行します

1 計画の作成・届出

社長さんと一緒に計画を考えるとところからスタート。訓練カリキュラム（訓練内容・計画時間等）、ジョブ・カードの評価シートを作成し、ハローワークに届けます。

2 訓練開始届

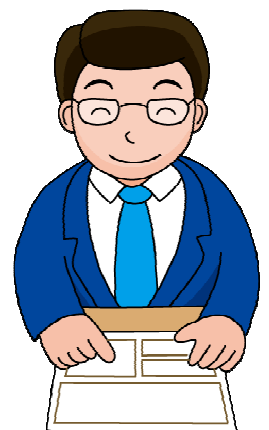
訓練開始後の訓練開始届を提出します。

3 支給申請

訓練終了後の訓練奨励金、正社員として雇用後の正社員雇用奨励金の支給申請を行います。

【報酬について】

- 計画作成の段階で着手金をいただきます。
- 奨励金支給の都度、成功報酬をいただきます。
- 長期間の業務になりますので、継続して契約していただくとお互いに安心できます。



かわちの社労士事務所

〒577-0027 東大阪市新家中町6-7

TEL 06(6784)4556
FAX 06(6785)7133
<http://kawachino.org>